

第Ⅱ編 復興計画（案）

第3章 計画の推進体制

1 計画推進の方法

◆実施方法

この計画は、復旧・復興の基本的方向性や復興に関わる事業、関連事業等の項目の掘り起こしを行い、「実施計画」「事業計画」に繋げていくことを目的とする。

各事業が導入されると、縦割り組織の中で、事業遂行だけが目的になりやすく、各事業の終了が計画の目的のように思われたりする。

しかし、事業の実施・終了は「復興計画の目標」の達成ではなく、達成するための「準備」が出来たにすぎない。縦割りの事業遂行を避けるために、導入事業は必ず隣接する事業との関連付けを行い、実施状況を確認することが求められる。

◆実施のための組織

組織

上記の方法が機能するように、チェックする機関を設ける。

また、集落を単位として導入される事業は、集落の独自性のもとで行われるため、修正、改善を行うこともある。これらに対する委員会等の設置も検討する必要がある。

組織運営のための人材

今、求められているのは、行政と地域を結びつける役割、地域内部におけるよろず相談の受け付け、さらには集落を中心とする企画、立案、事業実施等が行える人材（例えば、地域コーディネーター、復興支援員など）である。これらの人材を広く村内外から受け入れ、更にこうした人材の養成を行う。

2 計画の進行管理

◆P D C A(※)サイクルの実施

Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）システムを励行する。

※事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。上記の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく。



◆進行管理を行うための組織

計画の実施、結果に対する評価のための組織を設ける。計画策定委員会を実施段階では「評価委員会」とするなど、計画の進行管理を担わすことも必要である。